

## 第32回「鹿児島市青少年の翼（マイアミ市派遣）」実施要領（令和6年度）

### 1 趣旨

この要領は、鹿児島市の青少年を海外に派遣し、外国の歴史・文化に触れ、外国での生活を体験させることによって、国際的視野を広げ、外国との親善を深めるとともに、本市の国際化の促進に寄与する人材を育成することを目的として実施する鹿児島市青少年の翼事業の具体的な実施方法等について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 主催

鹿児島市

### 3 応募資格

- (1) 鹿児島市民であること
- (2) 令和6年度において中学生であること
- (3) 市長が特に認める場合を除き、保護者と鹿児島市に同居していること
- (4) 国際交流に意欲があること
- (5) 心身ともに健康であること
- (6) 本市が行った事業によって海外へ渡航した経験のないこと

### 4 派遣先及び派遣期間（予定）

- (1) 派遣先 アメリカ合衆国 マイアミ市
- (2) 派遣期間 令和6年10月28日（月）から11月6日（水）予定
- (3) その他 渡航先の状況（地域紛争、感染症、自然災害等）によっては、派遣者の安全を考慮し、派遣を取りやめる場合がある。

### 5 派遣対象者及び人数

公募にて選考される生徒 8名（予定）

### 6 派遣後の活動

- (1) 体験に基づく報告書の作成
- (2) 市、学校、所属団体、地域などでの体験発表
- (3) 市やその他の公的団体が開催する国際交流事業への協力及び参加  
（公益財団法人鹿児島市国際交流財団の賛助会員への入会及び同財団の活動への参加など）

### 7 選考日程など

- (1) 1次選考（応募者の人数によっては、1次選考を実施しない場合がある。）  
日時：6月22日（土）午前10時から午前11時30分まで（午前9時45分集合）  
場所：鹿児島市国際交流センター 多目的ホール（鹿児島市加治屋町19-18）  
方法：作文（テーマは当日発表）  
対象：応募者全員  
※令和5年度 鹿児島市中学生スキットスピーチコンテスト2年生の部最優秀賞受賞者については1次選考を免除する。

- (2) 2次選考  
日時：8月3日（土）午後1時30分から午後5時まで（午後1時15分集合）  
場所：鹿児島市役所本庁西別館2階 201会議室（鹿児島市山下町11-1）  
方法：面接（日本語と英語で実施）  
対象：1次選考合格者

※2次選考の詳細は、1次選考合格者通知時に学校に通知する。

※1次、2次選考とも、欠席者は辞退したものとみなす。

## 8 受験に伴う手続き（提出書類など）

### (1) 1次選考

#### ①応募に必要な手続き

#### I. 提出書類（アのみ学校側が記入。イ、ウは応募希望者が記入）

ア. 「鹿児島市青少年の翼」応募者名簿（別紙様式1）

イ. 「参加申込書」（別紙様式2）

ウ. 「参加承諾書」（別紙様式3）

#### II. 提出先：鹿児島市国際交流課

（応募希望者は上記「イ」・「ウ」を学校に提出、学校は上記「ア」を添えて市国際交流課に提出）

#### III. 提出期限：令和6年6月13日（木）（必着）

（受験者から学校への提出期限は各学校により指定）

#### ②選考当日に持参するもの：筆記用具

#### ③結果の通知：2次選考までに学校長を通して通知する。

### (2) 2次選考

#### ①選考当日に持参するもの：筆記用具

#### ②結果の通知：学校長を通して通知する。

## 9 派遣内定後の提出書類

### (1) 公的医療機関が作成した健康診断書

### (2) 住民票確認同意書（別紙様式4）

### (3) ホームステイ先へ提供するプロフィール用紙〔写真2枚（スナップ写真でも可）を添付すること〕

※様式は2次選考後に本人へ送付

以上、(1)～(3)の提出時期・方法等については別途市が説明会等にて指定する。

※応募書類に虚偽の記載等があったときや健康診断の結果によっては、内定を取り消す場合がある。

## 10 経費負担

### (1) この事業実施のための経費のうち渡航経費の80%以内を市が補助する。

### (2) 生活保護、児童扶養手当又は母子父子家庭等医療費助成受給世帯、市町村民税非課税世帯の生徒については個人負担分の補助制度（鹿児島市中高生国際交流派遣支援補助金）あり。

### (3) 事業実施中（事前・事後研修を含む）に生じた負傷、疾病等に伴う経費は、自己負担とする。

## 11 応募書類の提出先及び問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11-1

鹿児島市役所国際交流課〔電話 099-216-1131（直通）〕

※「10 経費負担」の(2)の個人負担分の補助制度については、  
こども福祉課家庭福祉係（099-216-1260）にお問い合わせください。